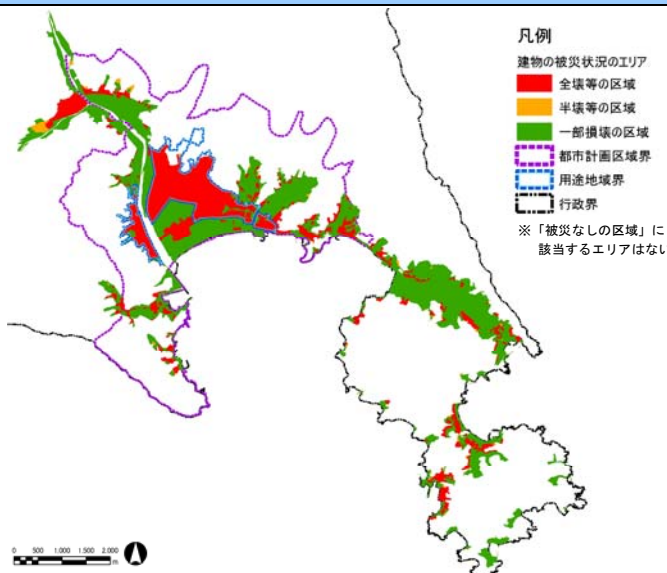


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(1/20)

調査番号	その(9)	県名	岩手県	市町村名	陸前高田市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	23,300 人							
年齢階級別人口								
項目	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上					
人口	2,732	12,441	8,125					
比率	11.7	53.4	34.9					
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)								
死者	1,554 名							
行方不明者	298 名							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	一部指定							
市街化区域	区域区分無							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	23,227	442.8	1.9	19.2	0.1	858.1	3.7	7,701
都市計画区域	2,250	342.5	15.2	7.0	0.3	503.5	22.4	6,343
用途地域	288	241.0	83.7	1.1	0.4	19.4	6.7	4,531
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	陸前高田市震災復興計画	平成 23 年 12 月 21 日	有	有				
その他の方針・計画	-							
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別意向把握調査 (6/27~7/19 開催: 被災 8 地区対象で各地区 1 回ずつ実施) ・ 被災者居住意向アンケート調査 (調査期間 8/22~9/2: 被災全世帯 3,842 世帯の世帯主対象) ・ まちづくりアンケート調査 (調査期間 9/27~10/10: 18 歳以上の市民 1,000 人(無作為抽出) 対象) ・ 復興まちづくりを語る会 (第 1 回 9/26 開催、第 2 回 10/24 開催、第 3 回 10/31 開催: 各 22 名参加) ・ 震災復興計画(素案)の地区住民説明会 (10/17~11/11 開催: 全地区で各地区 1 回ずつ実施) ・ 震災復興アドバイザー: 中井検裕 (東京工業大学大学院社会理工学研究科) 羽藤英二 (東京大学大学院工学系研究科) 								



陸前高田市 調査総括表(2/20)

3. 復興計画の概要(市町村全体)

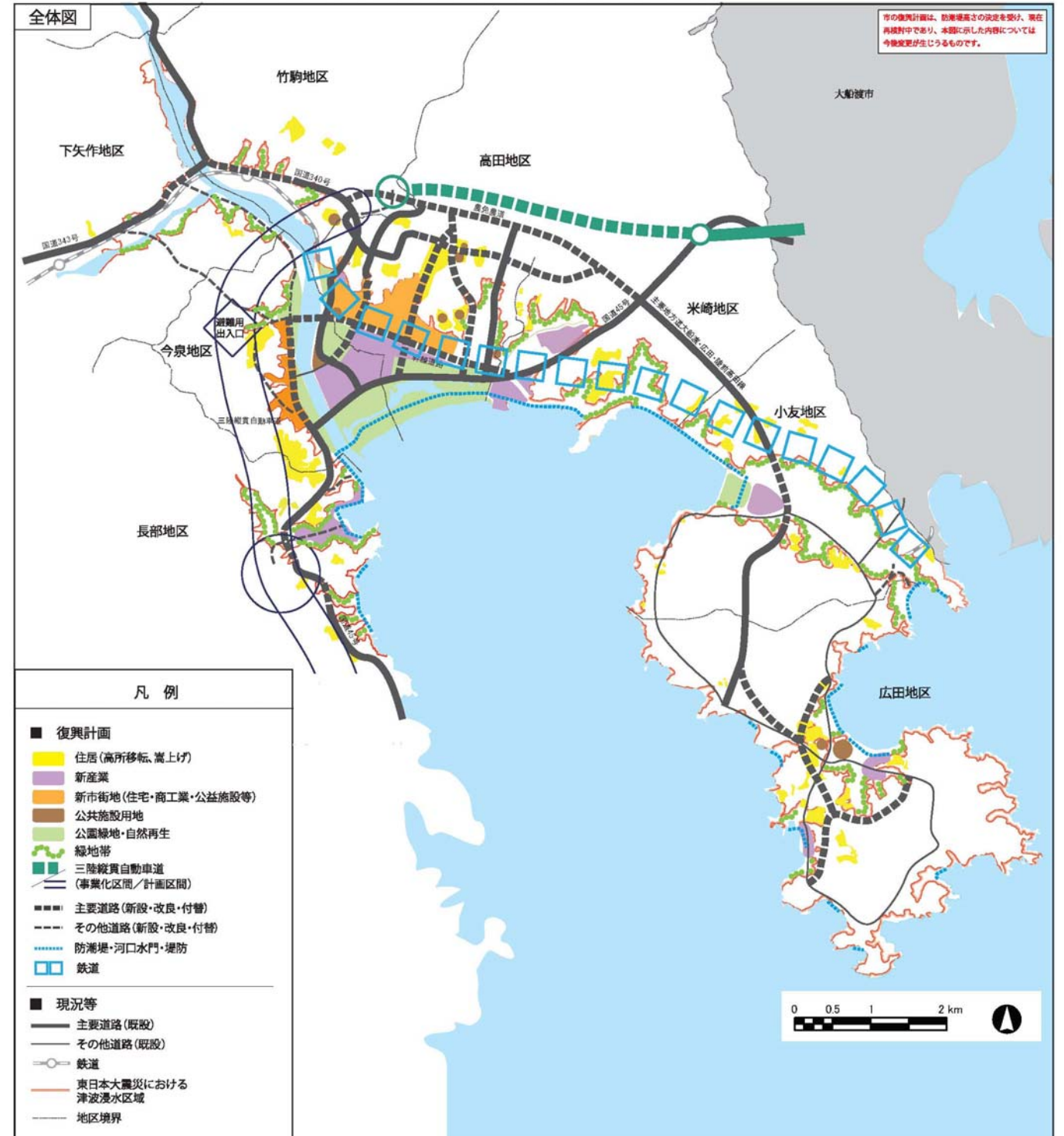
(1) 整備の基本的な考え方	(2) 整備にあたっての基本的な方針	(3) 復旧構想図(市町村全体対象)													
<p>1. 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県の方針として、想定宮城県沖地震等の発生の可能性が高い津波に対して海岸保全施設で安全を確保すべきと示された T.P. 最大 12.5m (広田湾内、広田湾外洋にあっては T.P. 最大 12.8m) の海岸保全施設整備を行う。 上記の海岸保全施設整備に加えて「最大クラスの津波」の襲来を想定し、海岸保全施設等による防災対策はもとより、避難路の整備、コンパクトな市街地の形成、市街地のかさ上げ、避難情報の速達性の確保、防災啓発など、ハード、ソフトの施策を駆使し、子どもたちから高齢者まで、誰もが安全と安心を実感できる多重防災型のまちづくりに向けた計画を基本とする。 <p>2. 津波への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定宮城県沖地震等の津波 海岸保全施設の整備により安全を確保する。 最大クラスの津波 下記の基本的な方針に基づき土地利用を行う。骨格的な社会資本整備とまちづくりとの連動により災害に強いまちとする。 	<p>海岸堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定宮城県沖地震等の津波に対応した防潮堤 T.P. 最大 12.5m を整備 (広田湾内・外洋は T.P. 最大 12.8m) <p>河川堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 気仙川堤防の改良整備、河口部の水門整備 川原川、浜田川、小泉川の改修整備 <p>2 線堤等の方針(含む緑地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道、県道の一部嵩上げ 海岸防災林の整備促進及び背後地の国営等による防災メモリアル公園の設置促進 <p>市街地整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 高田地区・今泉地区では最大クラスの津波の浸水を免れる嵩上げ市街地の形成、他地区は高台移転地整備もしくは住宅の現位置再建 <p>交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路と連動した、防災道路網の整備促進 新しい市街地を通る幹線道路は、都市内交通のメインストリートとして整備促進 市域内の新しい交通環境や広域ネットワークの構築 <p>避難体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の南北方向・東西方向の避難道路(アップルロードの延伸)の整備促進 防災計画の再整備及び救援・救護体制の整備 <p>産業地域の復旧方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など雇用の場の確保や産業基盤の早期復興 	<p>陸前高田市 震災復興計画イメージ図(案)</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興計画 <ul style="list-style-type: none"> 住居(高所移転・嵩上げ) 新産業 新市街地(住宅・商業・公益施設等) 公共施設用地 公園緑地・自然再生 緑地帯 三陸縦貫自動車道(事業化区間/計画区間) 主要道路(新設・改良・付替) その他道路(新設・改良・付替) 防潮堤・河口水門・堤防 鉄道 現況等 <ul style="list-style-type: none"> 主要道路(既設) その他道路(既設) 鉄道 東日本大震災における津波浸水区域 地区境界 													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地利用区分</th> <th colspan="2">最大クラスの津波に対応した土地利用方針</th> </tr> <tr> <th>浸水想定区域外</th> <th>浸水想定区域内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅系</td> <td>高台移転候補地 災害公営住宅 民間開発予定地 等</td> <td>嵩上する新市街地は可 ※嵩上しない移転促進 区域内は原則不可</td> </tr> <tr> <td>産業系</td> <td>原則として制限なし</td> <td>原則として制限なし</td> </tr> <tr> <td>公共 公益系</td> <td>公共施設用地(教育施設、消防・防災施設、医療・福祉施設 等)</td> <td>公園緑地・自然再生 公共施設用地(レクリエーション施設等)</td> </tr> </tbody> </table>	土地利用区分		最大クラスの津波に対応した土地利用方針		浸水想定区域外	浸水想定区域内	住宅系	高台移転候補地 災害公営住宅 民間開発予定地 等	嵩上する新市街地は可 ※嵩上しない移転促進 区域内は原則不可	産業系	原則として制限なし	原則として制限なし	公共 公益系	公共施設用地(教育施設、消防・防災施設、医療・福祉施設 等)	公園緑地・自然再生 公共施設用地(レクリエーション施設等)
土地利用区分		最大クラスの津波に対応した土地利用方針													
	浸水想定区域外	浸水想定区域内													
住宅系	高台移転候補地 災害公営住宅 民間開発予定地 等	嵩上する新市街地は可 ※嵩上しない移転促進 区域内は原則不可													
産業系	原則として制限なし	原則として制限なし													
公共 公益系	公共施設用地(教育施設、消防・防災施設、医療・福祉施設 等)	公園緑地・自然再生 公共施設用地(レクリエーション施設等)													

地区別の方針の概要

- 全地区で、既存防潮堤のすべて復旧を前提とし、防潮堤・水門を想定宮城県沖地震等の津波対応高さ(T.P. 最大 12.8m) で整備
- 高田地区・今泉地区では、最大クラスの津波による浸水可能性を考慮し、市街地嵩上げと高台移転による住宅再建
- 長部地区・米崎地区・小友地区・広田地区では、最大クラスの津波による浸水可能性を考慮し、原則全戸高台移転
- 下矢作地区・竹駒地区では、地元意向を踏まえて、現位置での住宅再建もしくは高台移転

地区名	復興の基本的な考え方
高田地区	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、浸水区域外を基本に新しい市街地の形成を図り、区画整理による住宅街や高台住宅団地等を整備する。
今泉地区	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、地盤の嵩上げ等による復元を図る。 三陸縦貫自動車道の避難用出入口の整備促進を図るとともに、アクセス路等を整備する。
津波浸水地区(沿岸集落(長部、米崎、小友、広田))	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進するとともに、漁家の生産活動に配慮しながら、集落の再生を図る。
津波浸水地区(内陸(下矢作、竹駒))	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転等を促進する。

陸前高田市 震災復興計画イメージ図(案)



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(3/20)

4. (1) 地区別復興方針(1)		高田地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 1,130ha	都市計画	非線引き用途	役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	市の中心地として、低地部市街地には行政機能や商業地が集積し、海岸部には高田松原が位置する。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：17.6m 全壊：1,902棟、大規模半壊：9棟、半壊：15棟、一部損壊：4棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	事業所や住居、公共施設等が集積する市の中心部としての役割や、市のシンボルである高田松原等が形成する美しい景観を考慮した、安全で暮らしやすいまちづくりを進める必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-④				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ、水門新設） ○ 堤防高（T.P.+12.5m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：気仙川河口部に水門を整備 ○ 二線堤の考え方：嵩上する新市街地に二線堤的な役割を付与 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、浸水区域外を基本に新しい市街地の形成を図り、区画整理による住宅街や高台住宅団地等を整備する。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土有（高台移転等を踏まえてコンパクト化して整備する新市街地の範囲で嵩上。今次津波でも浸水を免れる高さを確保） 土地利用の変更：嵩上しないエリアは非居住利用に制限 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業 等			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：嵩上しない低地部 移転先：同地区内の北側丘陵部等（(5)地区別構想図 高①～⑥） 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：産業用地（エネルギー関連産業、工業用地、農地）、高田松原・防災メモリアル公園、（仮称）スポーツ公園等			
	土地利用規制の方針	移転区域（嵩上しない低地部）については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	消防署、県立病院、県立高校、（仮称）市民総合体育館、多目的集会所、保育所等は、高台への整備を促進。（仮称）市民文化会館や市役所、消防屯所の整備については、高台への配置を含めて検討			
	その他特記すべき方針	産業用地には新しいエネルギー産業や既存の産業施設の立地を誘導するとともに、農地としての利用を促進 災害公営住宅の整備を要望 津波防災、土地利用、市街地整備に関しては以下を考慮 ・嵩上げしない低地部を確保し、越波した際の「ポケット」（湛水池）として機能させる（嵩上げエリアを最小化） ・嵩上げしない低地部は、今後住居系土地利用が生じないように、公園緑地、産業施設用地として担保 ・防潮堤後背地（高田松原・防災メモリアル公園）を盛土し、越波・引き波による防潮堤倒壊リスクを低減 ・越波時に越流水を気仙川上流に逃がす上で支障とならない範囲、形状で市街地を嵩上げ			
	整備スケジュール	H23.12 相談会の実施 ⇒被災市街地復興土地区画整理事業：平成23年度事業着手			
避難計画の考え方	歩行者、自動車等による高台への円滑な避難を可能とするため、南北方向に複数の避難道路を整備 新しい市街地は高台への避難を考慮してコンパクト化				

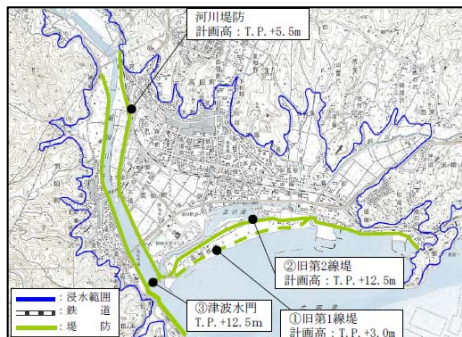
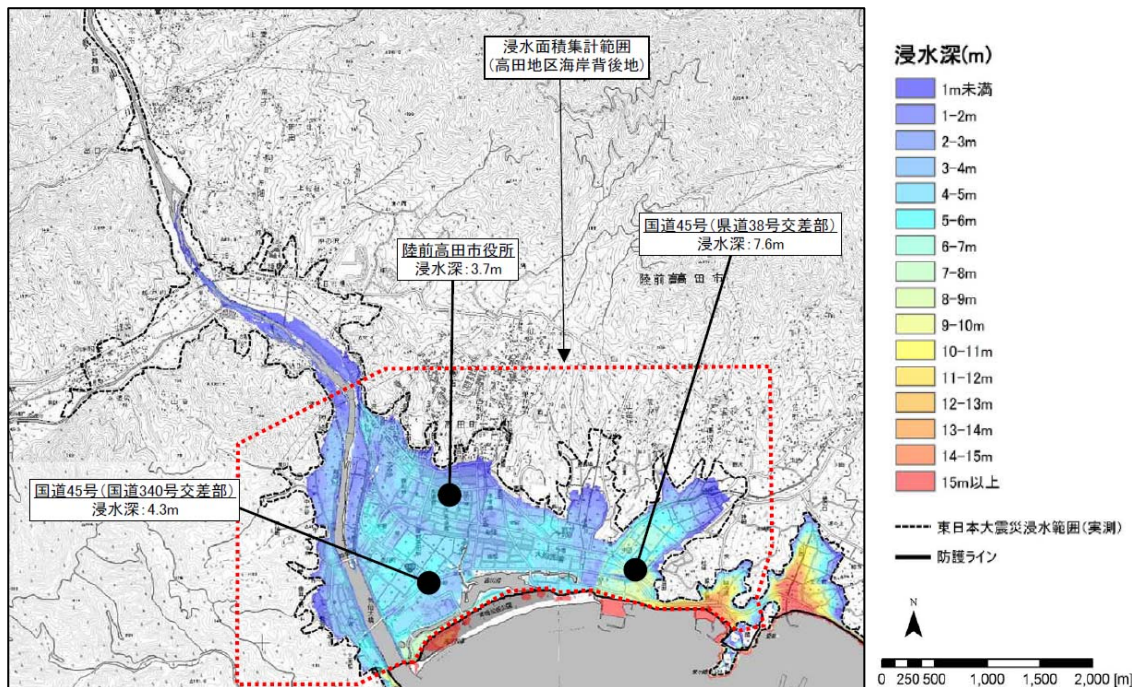
陸前高田市 調査総括表(4/20)

(3) 実現に向けての課題	
実現に向けての課題	移転促進区域内及び嵩上げ市街地区域内の住民・土地所有者の合意形成 住民意向を踏まえた高台移転、新市街地範囲の具体化
(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
<p>検討過程において以下の3案を作成した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 低地部の市街地を中心に展開する案 <ul style="list-style-type: none"> ・高台移転は復興を急ぐ施設、関連して開発する住宅地に止める。 2) 高台開発を中心に展開する案 <ul style="list-style-type: none"> ・高田 I.C. との近接性を重視し、高台で市街地を整備する。低地市街地はよりコンパクトに整備する。 3) 山際エリアを中心に展開する案 <ul style="list-style-type: none"> ・低地部再生、低地部背後の高台開発、高田 I.C. 付近の高台開発により、低地部・中間・高台が連なる山際で市街地を形成する。 	<p>○市街地の復興を重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高田市街地は低地部で発展した経緯があり、復興のために低地部の再生を重視した。 ・これは市震災復興計画にも位置づけられている。 ・なお、前提として市街地のコンパクト化、津波に対する安全性を十分に考慮している。 <p>○住民意向の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者居住意向アンケート調査の結果から、当初想定よりも高台移転の希望が多かった。 ・そのため、比較案の 1) を基本としつつ、2) 3) に示した高台の移転候補地を加える形で構想案を作成した。 ・これにより住民の選択の幅を広げた構想案とした。
(5) 地区別構想図	
<p><基本的方針> 海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、浸水区域外を基本に新しい市街地の形成を図り、区画整理による住宅街や高台住宅団地等を整備する。</p>	

陸前高田市 調査総括表(5/20)

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合



- 計算条件
- 堤防高: T.P.+12.5m 気仙川の津波対策は水門での対応
 - 最大クラスの津波: 東日本大震災津波
 - 地盤高: 東日本大震災津波後の測量データを基に、地震による地盤変位を考慮する
 - 潮位: 東日本大震災津波発生時 H23. 3. 11 15:15 の推定潮位 T.P. -0.44m
 - 海岸堤防等の構造: 最大クラスの津波による越流に対して決して壊れない構造ではないが、当シミュレーションでは、越流した場合でも壊れないという条件で計算を行っている。
 - まちづくりにおける盛土等: 考慮しない

市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(6/20)

4. (2) 地区別復興方針(2)		今泉地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 500ha	都市計画	非線引き用途	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	藩政時代より気仙郡の郡政の中心地として栄え、歴史的なまちなみが残されていた。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：13.8m 全壊：589戸、大規模半壊：3戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	古くから培われ、築き上げられてきた歴史・文化を受け継ぎ、後世に継承するための大肝入屋敷（大庄屋）や街道の復元など、地域特性や景観に配慮したまちづくりを進める必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-④				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ、水門新設） ○ 堤防高（T.P.+12.5m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：気仙川河川堤防の改良整備、河口部に水門を整備 ○ 二線堤の考え方：気仙川右岸で嵩上げ整備する幹線道路に第二線堤的な役割を付与 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、地盤の嵩上げ等による復元を図る。 三陸縦貫自動車道の避難用出入口の整備の促進を図ると共に、避難道路の整備を行う。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土有（気仙川右岸の一部浸水区域を嵩上げ。今次津波でも浸水しない高さを確保。なお、津波等が河川堤防を越波した場合の湛水池となる区域を確保するため、川際については嵩上げを行わない） 土地利用の変更：気仙川右岸南側の嵩上げしないエリアを農地・公園等、気仙川右岸中央部の嵩上げエリアを住宅系、商業・業務系として利用 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：気仙川右岸北側の浸水区域、気仙川左岸の浸水区域 移転先：同地区内の西側丘陵部及び南側丘陵部（(5)地区別構想図 今①、今③） 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、被災市街地復興土地区画整理事業・防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：農地、公園、産業用地、公共施設用地として整備			
	土地利用規制の方針	移転区域（嵩上しない低地部）については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	コミュニティセンター等の公共施設を高台に配置 被災した消防屯所を移転、整備 雨水ポンプ場及び気仙川への排水路の整備 小学校・中学校は適正規模化計画にあわせて検討			
	その他特記すべき方針	今泉街道沿道における歴史文化が薫る新しいまちなみの形成と「けんか七夕」街道や大肝入屋敷（大庄屋）の復元等を検討 三陸縦貫自動車道の避難用出入口や気仙大橋、新設橋梁、幹線道路の整備を要望、姉齒橋の整備を促進 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討			
	整備スケジュール	H23.12 相談会の実施 等 ⇒被災市街地復興土地区画整理事業：H23年度事業着手			
避難計画の考え方	低地部から高台への避難を円滑に行えるよう、山裾への避難路を整備 三陸縦貫自動車道の避難出入口の整備を要望				

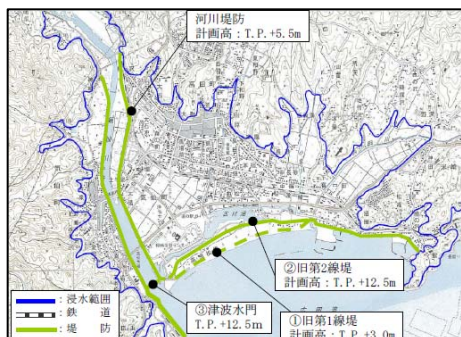
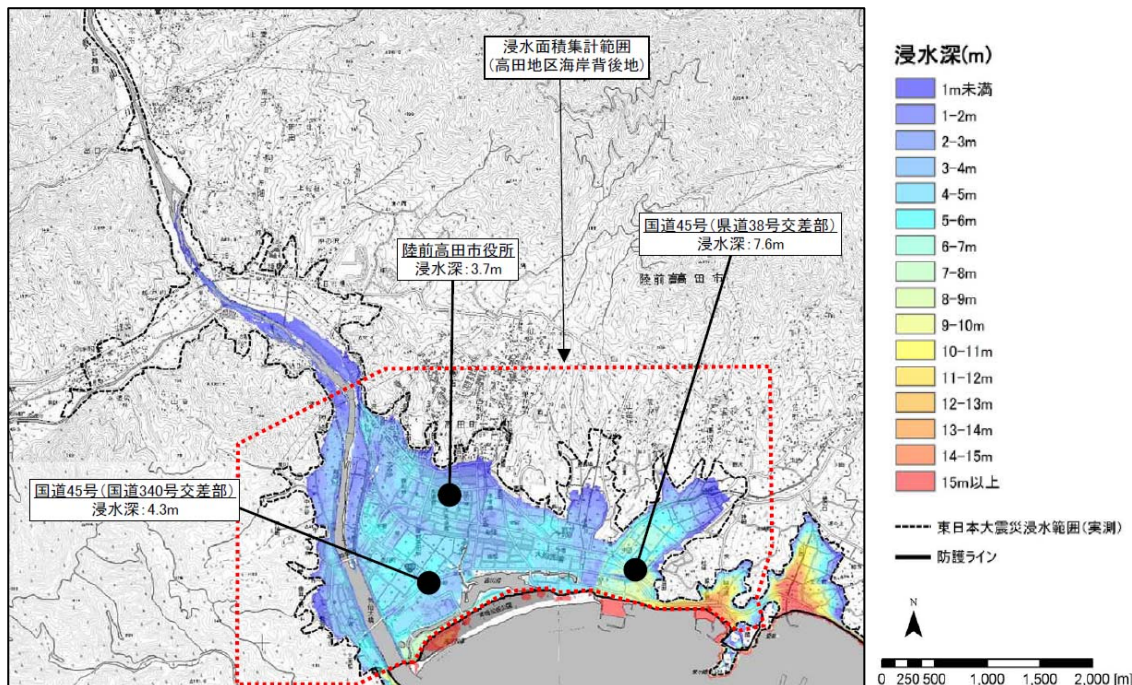
陸前高田市 調査総括表(7/20)

(3) 実現に向けての課題	
実現に向けての課題	移転促進区域内及び嵩上げ市街地区域内の住民・土地所有者の合意形成 住民意向を踏まえた高台移転、新市街地範囲の具体化
(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
検討過程においては上記構想案の他、 ■造成する高台の規模を縮小した案 ■原則、既成市街地の嵩上げで対応する案 を作成し、比較検討を行った。	○津波に対する安全性の確保 ・地区が気仙川河口付近に位置し、津波発生から到達までの時間的猶予が大きくないことから、安全性の高い高台市街地が一定規模必要と判断した。 ○住民意向への対応 ・被災者居住意向アンケート等において、地区住民の意向として高台移転への意向が多く示された。
(5) 地区別構想図	
<p><基本の方針> 海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、地盤の嵩上げ等による復元を図る。 三陸縦貫自動車道の避難用出入口の整備の促進を図ると共に、避難道路の整備を行う。</p>	

陸前高田市 調査総括表(8/20)

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合



- 計算条件
- 堤防高: T.P. +12.5m 気仙川の津波対策は水門での対応
 - 最大クラスの津波: 東日本大震災津波
 - 地盤高: 東日本大震災津波後の測量データを基に、地震による地盤変位を考慮する
 - 潮位: 東日本大震災津波発生時 H23. 3. 11 15:15 の推定潮位 T.P. -0.44m
 - 海岸堤防等の構造: 最大クラスの津波による越流に対して決して壊れない構造ではないが、当シミュレーションでは、越流した場合でも壊れないという条件で計算を行っている。
 - まちづくりにおける盛土等: 考慮しない

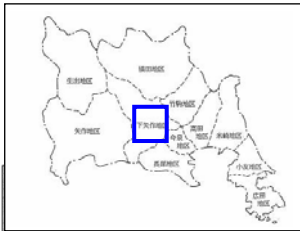
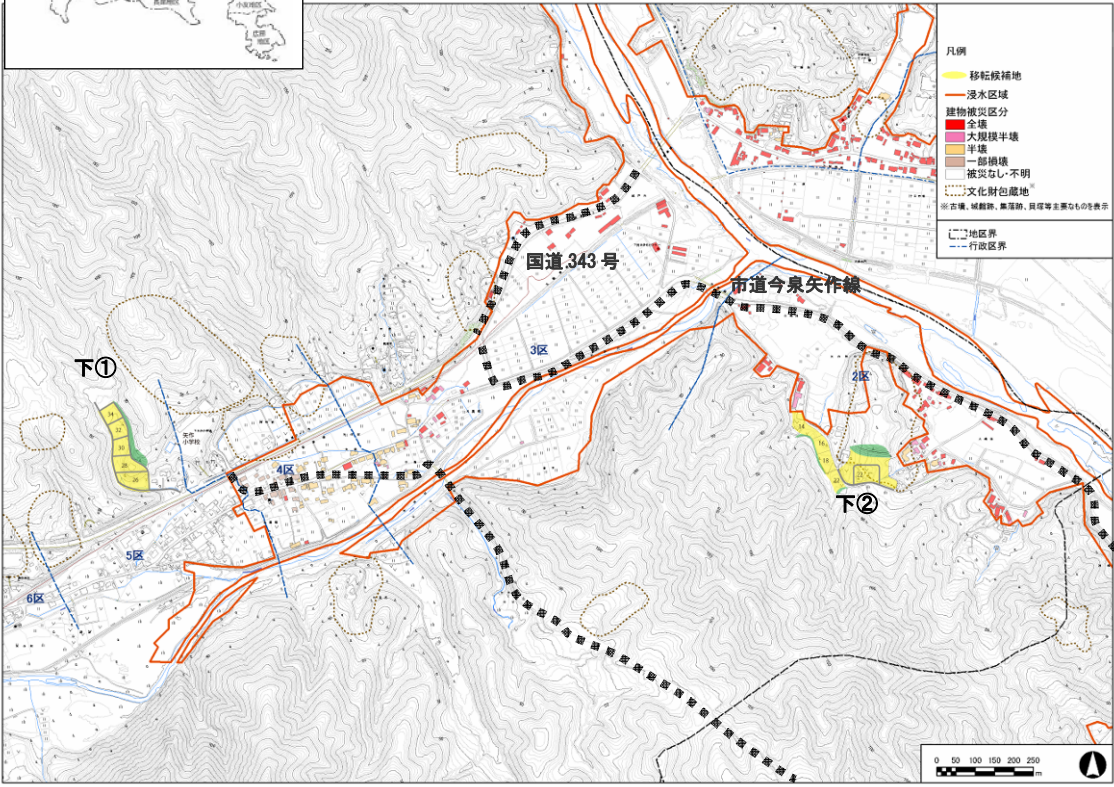
市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(9/20)

4. (3) 地区別復興方針(3)		下矢作地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 1,090ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	矢作川の下流域に位置する農業の盛んな山間地区であり、平地が限られているため川沿いに集落や農地が集中している。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：10.2m 全壊：35戸、大規模半壊：14戸、半壊：11戸、一部損壊7戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	海岸保全施設等の整備状況や文化財包蔵地・自然環境の保全等を踏まえ、農業地域としての地域特性や景観に配慮したまちづくりを進める必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①もしくはB-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ、水門新設） ○ 堤防高（T.P.+12.5m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：気仙川河川堤防の改良整備、河口部に水門を整備 ○ 二線堤の考え方：設定しない 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転や現位置での建替えを促進しつつ、農家の生産活動に配慮した集落の再生を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：無（現位置での住宅再建） 土地利用の変更：無 整備手法：—			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：浸水区域 移転先：同地区内の丘陵部（(5)地区別構想図 下①、下②） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：—			
	土地利用規制の方針	移転区域については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	—			
	その他特記すべき方針	国道 343 号の一部区間（廻館橋以西）の嵩上げを要望 市道今泉矢作線、林道山谷線の改良			
	整備スケジュール	H24. 2. 4 住宅再建説明会（H24. 2. 14：住宅再建意向確認書の提出〆切） ⇒意向に基づいて高台等の事業化			
避難計画の考え方	国道 343 号の一部嵩上げ等により、津波で浸水しない避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内及び現地再建希望の住民・土地所有者の合意形成				

陸前高田市 調査総括表(10/20)


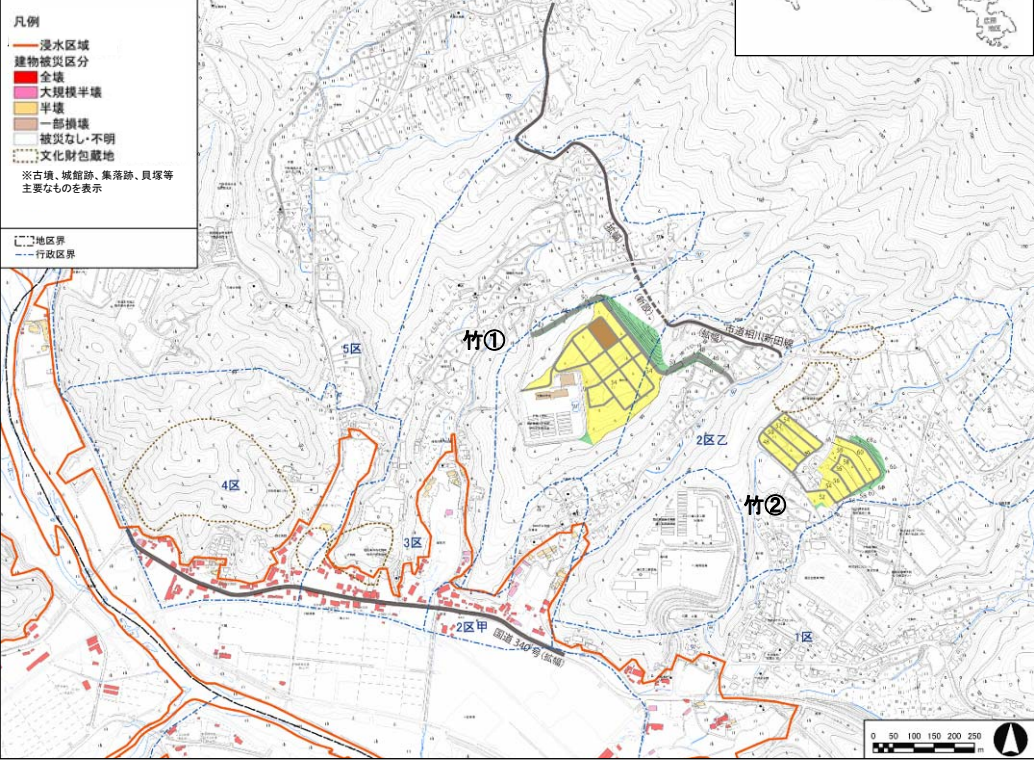
(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
<p>検討過程においては、上記構想案の他、 ■意向調査に基づく高台移転案を作成し、比較検討を行った。</p>	<p>○生活利便性 ・上記案は、小学校、多目的集会施設等の公共公益施設の集積エリアに近く、生活する上での利便性が高いこと。</p> <p>○実現可能性 ・住民代表からあげられた高台候補地の一つ(■意向調査に基づく高台移転案)は、検討途中に民間企業における開発計画の動きがでてきたため、検討し続けることが困難となった。</p>
(5) 地区別構想図	
	<p><基本的方針> 海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転や現位置での建替えを促進しつつ、農家の生産活動に配慮した集落の再生を図る。</p>
	
(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)	
市街地整備がない場合	市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(11/20)

4.(4) 地区別復興方針(4)		竹駒地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 1,430ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	気仙川の左岸に位置する丘陵地と山地が主体の山間地区であり、気仙川を臨む低地や丘陵地に集落が散在し、川沿いには農地も立地する。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：11.3m 全壊：60戸、大規模半壊：11戸、半壊：5戸、一部損壊：2戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	海岸保全施設等の整備状況や文化財包蔵地・自然環境の保全等を踏まえ、農業地域としての地域特性や景観に配慮したまちづくりを進める必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①もしくはB-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ、水門新設） ○ 堤防高（T.P.+12.5m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：気仙川河川堤防の改良整備、河口部に水門を整備 ○ 二線堤の考え方：設定しない 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転や現位置での建替えを促進しつつ、農家の生産活動に配慮した集落の再生を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：無（現位置での住宅再建） 土地利用の変更：無 整備手法：—			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：浸水区域 移転先：同地区内の丘陵部（(5)地区別構想図 竹①、竹②） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：—			
	土地利用規制の方針	移転区域については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	竹駒保育園や消防屯所を高台へ移転整備			
	その他特記すべき方針	国道340号の未改良区間（相川～廻館橋）の拡幅改良を要望 市道相川新田線の改良			
	整備スケジュール	H24.2.4 住宅再建説明会（H24.2.14：住宅再建意向確認書の提出〆切） ⇒意向に基づいて高台等の事業化			
避難計画の考え方	災害時の骨格道路として機能するよう国道340号を一部改良				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内及び現地再建希望の住民・土地所有者の合意形成				

陸前高田市 調査総括表(12/20)

(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
<p>検討の過程においては、上記構想案の他、 ■ 集落近傍高台への分散移転案 を作成し、比較検討を行った。</p>	<p>○ 早期復興の観点 ・ 住民代表からあげられた移転候補地のうち、既存集落の近傍地区には貝塚や城館跡等の重要遺跡が分布していたことから、開発整備に時間を要すると判断し、上記構想案を採用した。</p>
(5) 地区別構想図	
<p><基本的方針> 海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転や現位置での建替えを促進しつつ、農家の生産活動に配慮した集落の再生を図る。</p>	
<p>凡例 浸水区域 建物被災区分 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 被災なし・不明 文化財包蔵地 ※古墳、城館跡、集落跡、貝塚等主要なものを表示</p> <p>地区界 行政区界</p>	
(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)	
市街地整備がない場合	市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(13/20)

4. (5) 地区別復興方針(5)		長部地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 1,260ha	都市計画	非線引き白地	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部付近まで山地が迫り、市街地は漁港背後の低地部、山麓地等の緩斜面地に限られる。低地部、緩傾斜地に農地が営まれる他は地区の大半を樹林地が占める。 長部漁港を中心として水産加工場等の水産業関連施設が集積しており、漁港周辺には歴史ある漁村集落が展開している。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：13.9m 全壊：221戸、大規模半壊：14戸、半壊：7戸、一部損壊6戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁港を拠点として、既存のコミュニティを維持しつつ、安全で暮らしやすく、広田湾、背後の山並みと調和したまちづくりを進める必要がある。 水産業拠点地域として、漁港施設、直売施設、水産加工施設などの基盤整備や産業施設の整備を促進する必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（最大 T.P. 12.5m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県、陸前高田市 ○ 河川堤防の考え方：設定しない ○ 二線堤の考え方：国道 45 号（今回津波が越流した一部区間） 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進するとともに、漁家の生産活動に配慮しながら、集落の再生を図る。			
	現位置整備地区の方針	—			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：浸水区域 移転先：基本的に同じ行政区内の高台（(5)地区別構想図 長①～長⑥） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：公園緑地、漁業関連施設用地等として整備			
	土地利用規制の方針	移転区域については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	被災した消防屯所を高台へ移転、整備 小学校は適正規模化計画にあわせて検討			
	その他特記すべき方針	三陸縦貫自動車道長部 I.C. の整備 今次津波で浸水した国道 45 号の北区間・南区間の嵩上げを要望 長部漁港と長部 I.C. を結ぶ県道の整備を要望 長部漁港水産加工団地等の整備による食産業の振興			
	整備スケジュール	H24.1 地元説明会 ⇒防災集団移転促進事業：H23 年度末事業開始、H30 年度事業完了予定			
避難計画の考え方	海岸部、漁港背後低地部から高台への避難道路の整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民・土地所有者の合意形成				

陸前高田市 調査総括表(14/20)

(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
<p>検討過程では上記構想案の他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 漁港背後低地部の従前市街地を嵩上げる案 ■ 一部エリアを嵩上げし、その他は高台に移転する案 <p>を作成し、比較検討を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民意向への対応 ・ 被災者居住意向アンケート調査(8月下旬実施)において、過半数が高台移転を希望する結果となった。 ○ 津波に対する安全性の確保 ・ 他案では、L1 対応防潮堤整備後であっても L2 クラス津波が再来した場合、再度甚大な被害が生じる可能性がある。
(5) 地区別構想図	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><基本の方針></p> <p>海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進するとともに、漁家の生産活動に配慮しながら、集落の再生を図る。</p> </div> </div>	
(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)	
市街地整備がない場合	市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

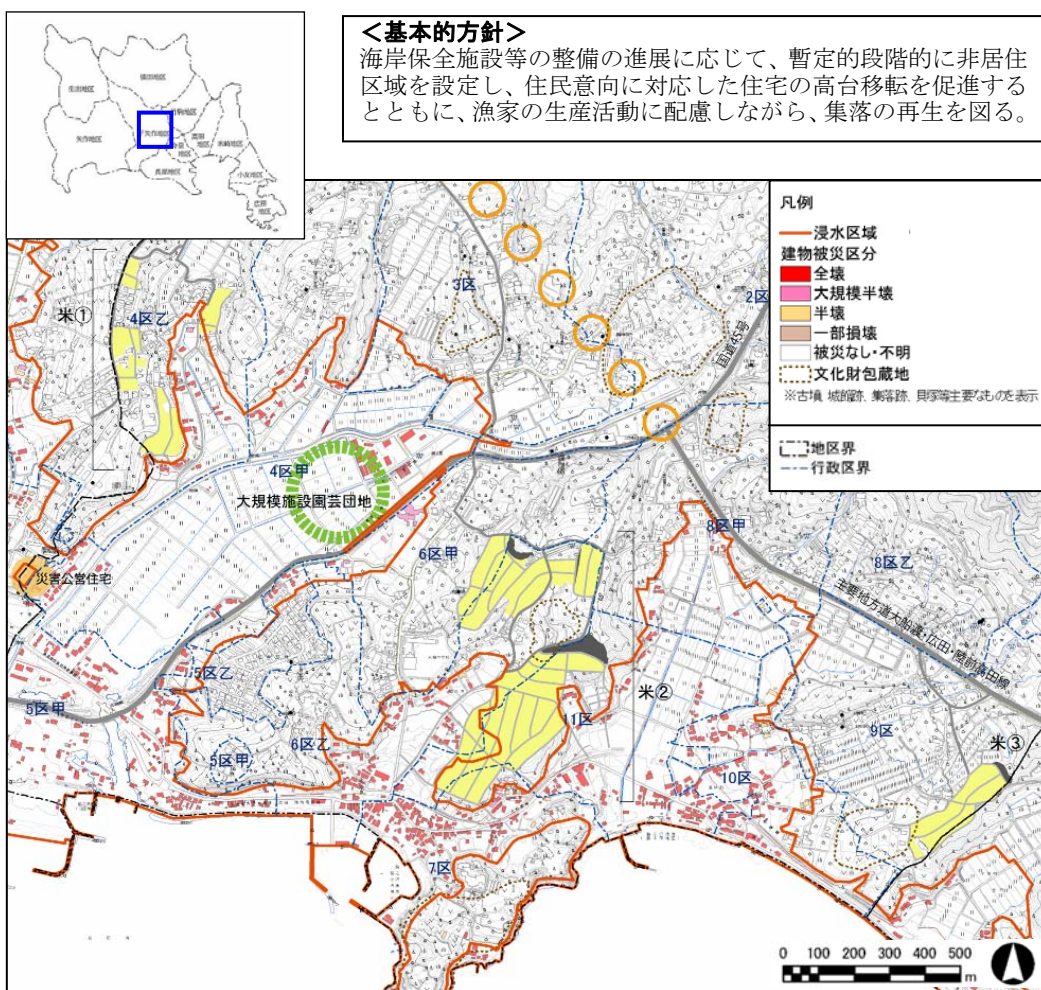
陸前高田市 調査総括表(15/20)

4. (6) 地区別復興方針(6)		米崎地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 1,650ha	都市計画	非線引き白地(一部用途)	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部まで丘陵が迫り、市街地は漁港背後の低地部、浜田川沿いの段丘面、丘陵端部の平地や緩斜面地に限られる。 果樹栽培が盛んで、丘陵部に果樹地が広がっており、丘陵部の裾部や沿岸部に集落が散在している。また、浜田川沿いにはまとまって水田が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：16.4m 全壊：296戸、大規模半壊：11戸、半壊：12戸、一部損壊3戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁港を拠点として、既存のコミュニティを維持しつつ、安全で暮らしやすく、広田湾、背後の山並みと調和したまちづくりを進める必要がある。 園芸振興拠点施設が立地する浜田川地区を大規模施設園芸団地の形成を図る等の新たな農業の振興や、漁家の生産活動に配慮しながら、雇用と産業の活性化を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高(最大 T.P. 12.5m)(想定津波:L1) ○ 整備主体:岩手県、陸前高田市 ○ 河川堤防の考え方:浜田川の改修整備 ○ 二線堤の考え方:海岸部の道路を防潮堤の仕様に応じて検討 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進するとともに、漁家の生産活動に配慮しながら、集落の再生を図る。			
	現位置整備地区の方針	-			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方:浸水区域 移転先:同地区内の北側丘陵部((5)地区別構想図 米①、米②) 整備手法:防災集団移転促進事業 移転の対象、方法:移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針:公園緑地、漁業関連施設用地等として整備			
	土地利用規制の方針	移転区域については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	県南部園芸研究室・市総合営農指導センターとともに大規模施設園芸団地を形成 中学校は適正規模化計画にあわせて検討 消防屯所(米崎一部、米崎二部)を高台へ移転整備			
	その他特記すべき方針	アップロード等の主要道路から、各行政区への連絡道路を確保 主要地方道大船渡広田陸前高田線の延伸整備を促進 災害公営住宅の整備を要望			
	整備スケジュール	H24.1 地元説明会 ⇒防災集団移転促進事業:H23年度末事業開始、H30年度事業完了予定			
避難計画の考え方	津波による孤立化を防ぐためのアップロード等の主要道路への連絡道路の整備、海岸部および漁港背後の低地部から高台への避難道路の整備を促進				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民・土地所有者の合意形成				

陸前高田市 調査総括表(16/20)

(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
検討過程においては上記構想案の他、 ■漁港背後低地部の従前市街地を嵩上げる案 ■一部エリアを嵩上げし、その他は高台に移転する案 を作成し、比較検討を行った。	○住民意向への対応 ・被災者居住意向アンケート調査(8月下旬実施)において、過半数が高台移転を希望する結果となった。 ○津波に対する安全性の確保 ・他案では、L1 対応防潮堤整備後であっても L2 クラス津波が再来した場合、再度甚大な被害が生じる可能性がある。

(5) 地区別構想図



(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)


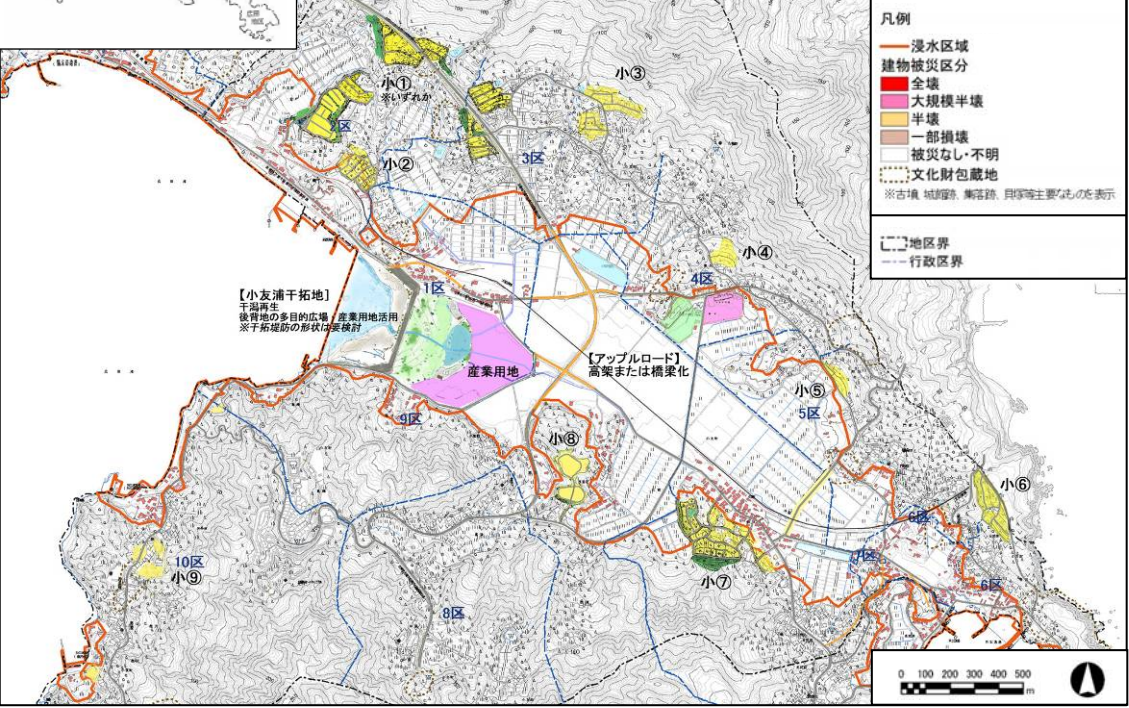
市街地整備がない場合	市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(17/20)

4. (7) 地区別復興方針(7)		小友地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 890ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	広田半島の付け根に位置する東西方向の低地部とその周辺の丘陵で構成される。只出・両替・矢之浦等の漁港を中心とする漁業と、低地・丘陵部での農業を主体とし、低地部縁辺や丘陵地に集落が点在している。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：16.8m 全壊：221戸、大規模半壊：12戸、半壊：14戸、一部損壊6戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	今回震災において、津波が低地部の東西から侵入し、壊滅的な被害と地盤沈下・侵食が生じたことを踏まえ、低地部における居住のあり方を抜本的に見直す必要がある。また、侵食と地盤沈下によって海に帰した小友浦干拓地については、かつての干潟に再生するとともに、これを活用した地域振興策の検討が必要である。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げまたは内陸側へ移設） ○ 堤防高（最大 広田湾側：12.5m、外洋側：12.8m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県、陸前高田市 ○ 河川堤防の考え方：該当なし ○ 二線堤の考え方：設定しない 				
市街地の整備方針	基本的方針	海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図る。			
	現位置整備地区の方針	—			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：浸水区域全域 移転先：同地区内の丘陵部（(5)地区別構想図 小①～⑨） 整備手法：防災集団移転促進事業または災害公営住宅建設、自主移転 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、同上 移転跡地の土地利用方針：公園緑地、産業用地等として整備			
	土地利用規制の方針	移転区域については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	被災した小友中学校は、他の被災中学校とあわせて高台へ移転統合予定 その他被災した公民館、消防屯所を防災集団移転促進事業地内に移転再建 住宅再建困難者向けに災害公営住宅を建設予定 内陸と広田半島を結ぶ県道は、浸水を免れるよう、高架化を協議中 路盤の大半が流失した JR 大船渡線は JR が路線変更検討中			
	その他特記すべき方針	著しい侵食と地盤沈下を受けて海に帰した小友浦干拓地は、かつてあった干潟に再生			
整備スケジュール	H24.1 地元説明会 ⇒防災集団移転促進事業：H23 年度末事業開始、H30 年度事業完了予定				
避難計画の考え方	低地部と高台移転先を結ぶ避難路の新設、県道等幹線道路の嵩上げ（広田地区の孤立化防止）				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民・土地所有者の合意形成				

陸前高田市 調査総括表(18/20)

(4) 比較した代替案	
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由
<p>検討過程においては、上記構想案の他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 低地嵩上げ案 ■ 低地嵩上げ・高台移転併用案 <p>を作成し、比較検討を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民意向への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者居住意向アンケート調査(8月下旬実施)において、過半数が高台移転を希望する結果となった。 ○ 津波に対する安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・他案では、L1 対応防潮堤整備後であっても L2 クラス津波が再来した場合、再度甚大な被害が生じる可能性がある。 ○ 個別再建の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・浸水区域縁辺の半壊家屋では、すでに修繕して居住を再開している世帯もあり、嵩上げが困難な場所がある。
(5) 地区別構想図	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 20%;">  </div> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><基本的方針> 海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進するとともに、漁家の生産活動に配慮しながら、集落の再生を図る。</p> </div> </div>	
	
(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)	
市街地整備がない場合	市街地整備後

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その9)

陸前高田市 調査総括表(19/20)

4. (8) 地区別復興方針(8)		広田地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約 1,090ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	広田半島で構成される地区で、リアス式海岸地形を生かして多くの漁港が形成され、市内漁業の中心地となっている。比較的平坦地の多い半島中心部および沿岸部の随所に集落地が形成されている。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：13.9m 全壊：270戸、大規模半壊：34戸、半壊：29戸、一部損壊6戸 なお、震災直後、一時期孤立化した。				
復興方針策定上留意すべき特徴	今回震災において、津波による壊滅的な被害が生じたことを踏まえ、低地部における居住のあり方を抜本的に見直すことが必要である。また、震災直後、一時的に孤立、さらに防災拠点となるコミュニティセンターや診療所も被災したことから、これらの再建を含めた新たな地域拠点作りが必要。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（最大 広田湾側：12.5m、外洋側：12.8m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：該当なし ○ 二線堤の考え方：設定しない 				
市街地の整備方針	基本的方針	沿岸の津波浸水被害の地区においては、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進しつつ、漁家の生産活動に配慮した集落の再生を図る。			
	現位置整備地区の方針	—			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：浸水区域 移転先：同地区内の丘陵部（(5)地区別構想図 広①～⑭） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：公共施設、海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設として整備			
	土地利用規制の方針	移転区域については、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とする。			
	公共公益施設の方針	コミュニティセンター＋診療所、保育園、郵便局、消防屯所等を高台に移転し、地区中心エリアを再構築 中学校は他の被災校等とあわせて移転統合			
	その他特記すべき方針	主要地方道大船渡広田陸前高田線の付け替え（浸水区域外に路線変更） 市道只出長洞線の一部付け替え（避難を考慮した改良） 住宅再建困難者向けに災害公営住宅を建設予定 防災集団移転跡地等を活用し、県の海洋性野外レクリエーション施設を誘致（高田地区からの移転）			
	整備スケジュール	H24.1 地元説明会 ⇒防災集団移転促進事業：H23 年度末事業開始、H30 年度事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台移転先を結ぶ避難路の新設、県道等幹線道路の浸水区域外への付け替え				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民・土地所有者の合意形成				

陸前高田市 調査総括表(20/20)

(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
<p>検討過程においては、上記構想案の他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 低地嵩上げ案 ■ 低地嵩上げ・高台移転併用案 <p>を作成し、比較検討を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民意向への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者居住意向アンケート調査(8月下旬実施)において、過半数が高台移転を希望する結果となった。 ○ 津波に対する安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・他案では、L1 対応防潮堤整備後であっても L2 クラス津波が再来した場合、再度甚大な被害が生じる可能性がある。 ○ 個別再建の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・浸水区域縁辺の半壊家屋では、すでに修繕して居住を再開している世帯もあり、嵩上げが困難な場所がある。 		
(5) 地区別構想図			
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 8px;"> <p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> 浸水区域 事業区域 居住可能区域 法面 公共施設用地 街路 街路中心線 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> 建物被災区分 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 被災なし・不明 文化財包蔵地 </td> </tr> </table> <p>※古墳、城跡跡、墓等跡、貝塚等主要なもののみを示す</p> <p>地区境界 行政区ライン</p> </div> <div style="width: 80%; text-align: center;"> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 浸水区域 事業区域 居住可能区域 法面 公共施設用地 街路 街路中心線 	<ul style="list-style-type: none"> 建物被災区分 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 被災なし・不明 文化財包蔵地 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><基本的方針></p> <p>海岸保全施設等の整備の進展に応じて、暫定的段階的に非居住区域を設定し、住民意向に対応した住宅の高台移転を促進するとともに、漁家の生産活動に配慮しながら、集落の再生を図る。</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> 浸水区域 事業区域 居住可能区域 法面 公共施設用地 街路 街路中心線 	<ul style="list-style-type: none"> 建物被災区分 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 被災なし・不明 文化財包蔵地 		
(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)			
市街地整備がない場合	市街地整備後		